



☆ あなたもスマイルロード・サポーター



宮城県では、県が管理する道路等において、ボランティアで清掃や除草等の美化活動を行う個人、企業、団体等に対し、「スマイルロード・サポーター」を始めとする各種「スマイルサポーター」に認定し、活動の支援を行うアドプト・プログラムを推進しています。

この機会に地域の皆様のより一層の御参加をお待ちしております。

○アドプト・プログラムとは

「アドプト (Adopt)」とは英語で「養子縁組する」という意味です。ボランティア活動に意欲を持つ地域住民や企業等が、自治体とお互いの役割について協議し、「里親」として、道路等の一定区間について「養子縁組」し、我が子のように愛情を持って継続的に面倒を見る（清掃等の美化活動を行う）仕組みであり、1985年にアメリカで生まれました。

宮城県のアドプト・プログラムとしては、平成13年（2001年）に、道路での活動を支援する「スマイルロード・プログラム」が先頭を切り、取組みがスタートしました。

○スマイルロード・サポーターの仕組み

県が管理する道路において、ボランティア活動に意欲を持つ地域住民等が定期的に清掃や緑化等の美化活動を行うものであり、活動前にスマイルロード・サポーターと市町村、宮城県の三者でお互いの役割分担を盛り込んだ覚書を交わしています。

(令和5年12月31日現在の仙台土木事務所管内のサポーター数：112団体)

○県の役割

道路での作業は危険を伴いますので、ボランティア保険に加入し、万が一の場合に備えます。また、歩道に植樹帯等のあるところについては、希望によりサポーターの名称等を記した表示板を設置し、活動をPRするとともに、ドライバーなどの道路利用者のマナー向上を図ります。

○市町村の役割

活動市町村によって対応は異なりますが、回収ゴミの受け入れ等をお願いしています。また、地域で円滑な活動をするための情報提供など、県と連携してスマイルロード・サポーターの活動を支援します。

—— スマイルロード・サポーターに関するお問い合わせ・申し込み先 ——

〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4丁目1-2

宮城県仙台土木事務所 総務部 行政第一班

TEL 022-297-4117 FAX 022-299-0408 E-mail sddbks@pref.miyagi.lg.jp



☆ スマイルロード・サポーターに関する Q&A



Q1	◆個人でもサポーターになれますか？
A1	◎道路の場合、団体（NPO、町内会、商工会等）に限らず、人数に制約はないため、個人でも可能です。
Q2	◆活動区間や活動回数には決まりがありますか？
A2	◎対象区間については、個人は概ね100m、団体は概ね500m程度を目安に活動をお願いしています。また、活動回数については、年度途中開始の認定年度は別として概ね年4回以上を目安としてお願いしています。なお、仙台市内の県道の管理者は県ではなく政令市である仙台市になりますので、御留意願います。
Q3	◆認定を受けるとどのようなメリットがありますか？
A3	◎希望により県が設置する表示板などにより、道路利用者のマナー向上やゴミのポイ捨て禁止の啓発にも寄与でき、社会貢献をアピールすることができます。また、自分達が暮らす地域への「愛着」や「誇り」が増して、何よりも「やりがい」が生まれ、ボランティア活動に対する自らの参加意欲を高めることができるとともに、地域コミュニティの形成・活性化等も期待されます。さらに、県の建設工事に係る競争入札の参加登録及び宮城県建設工事に係る総合評価落札方式において、入札参加登録資格審査時の評価が高まります。
Q4	◆申込みにはどのような書類が必要になりますか？
A4	◎スマイルサポーター認定申込書、実施予定表、構成員名簿、団体の規約等を提出していただきます。
Q5	◆認定までのフローはどのようになりますか？
A5	◎認定申込後、県が活動場所の市町村に対し、協力体制等について、書面で協議を行います。その後、申込者と県及び市町村の三者で覚書を交わし、サポーター認定証を交付させていただきます。
Q6	◆認定までにどの位の期間がかかりますか？
A6	◎通常、申込みから認定まで少なくとも2ヶ月程度が見込まれます。よって、申込みの際に必要な実施予定表については、このことを踏まえて作成していただくこととなります。
Q7	◆認定後、活動継続にあたり何か手続きは必要になりますか？
A7	◎覚書上、認定期間は年度末までの最大1年間となっていますが、当該年度の実施報告書と併せて、翌年度の継続実施予定表及び構成員名簿を提出いただくことで、活動期間が翌年度末まで延長されます。なお、様式等につきましては、毎年2月頃に当所から送付いたします。
Q8	◆サポーターとして活動できなくなった場合、何か手続きはありますか？
A8	◎何らかの事情で活動ができなくなった場合、覚書解除届を提出していただきます。

※御不明な点がございましたら、お気軽に当事務所にお問い合わせください。また、申込みにあたっては、活動区間が重ならないよう調整させていただく場合がありますので、必ず事前に当事務所に御相談ください。